

大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れ

関西広域連合は、政府が関西電力大飯原子力発電所第3号機及び第4号機（以下「大飯原発」という。）の再稼働の意向を示し始めた昨年3月以来、原子力発電所に関する新しい安全基準の早急な作成と、それに基づく評価を行うよう求めてきた。とりわけ、「暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして」行われた政府の判断のもとに再稼働した大飯原発に関しては、新基準の早期作成とこれに基づく再審査（バックフィット）を早急に行うよう、繰り返し強く求めてきた。また、政府からは、昨年5月に開催した関西広域連合委員会において、確実にバックフィットを行う旨の説明をいただいた。

このようななか、去る3月19日、原子力規制委員会から新しい安全基準に関する基本方針が示されたが、大飯原発の再審査については、現在の稼働状態が暫定的・限定的なものであるにもかかわらず、通常の定期検査時期となる本年9月以降に行われ、基準の内容が固まる4月頃から運転を続ける条件を満たしているかどうかを把握するための確認作業を行うこととされている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を振り返ったとき、原子力発電所には世界最高水準の安全基準が適用されていること、並びに万が一の事故対策が十全に講じられていることを、わかりやすく国民に説明し、納得を得ることが不可欠と考える。

このことから、政府並びに原子力規制委員会におかれては、このたび示された基本方針に関し、次の事項についての的確に対応されるよう求める。

- 1 新しい安全基準の案を早急にとりまとめ、当該安全基準に示された各項目の必要性の根拠をわかりやすく示すこと
- 2 新しい安全基準の内容が固まった段階で、大飯原発の確認作業を直ちに実施すること
- 3 上記確認作業について、新しい安全基準やそれに基づく判断との関係を明確に示すこと
- 4 新しい安全基準の施行後、直ちにそれに基づいて再審査（バックフィット）を実施し、大飯原発の運転の可否を判断すること。また、確認作業中であっても、基準に適合していないと考えられる状況が確認されれば、直ちに運転を停止すること

平成 25 年 3 月 28 日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	矢 田 立 郎	(神戸市長)